

**FCC 向け EMC 試験所
に係る認定を受けるための補足手順**

JAB RL216-2007

制定日：2007年4月1日

財団法人日本適合性認定協会

改定履歴

様式番号 JAB NF01

改定 番号	改 定 内 容	改定日	作成者	検討者	承認者
0	新規制定	07-04-01	佐々波	国天	第34回試験所技術委員会

FCC 向け EMC 試験所に係る認定を受けるための補足手順

1. 適用範囲

本文書は、JIS Q 17025 :2005 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に準拠した試験所が、米国連邦通信委員会（以下「FCC」という。）規則 PART15 Subpart B 又は PART18 で規定される規格を認定範囲に含み、かつ IT 機器及び ISM 機器の適合性評価結果受け入れに関して米国政府から日本政府に対して発出された書簡に基づいて FCC に通知されることを希望する場合（以下「FCC 向け EMC 試験所」という。）に試験所として適格であることの審査を財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という。）から受ける場合に遵守しなければならない要求事項を、JAB RL200-2007 の補足手順として定めるものである。

2. 引用文書

JIS Q 17025 :2005 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」

JAB RL200-2007 認定を受けるための手順及び権利と義務（試験所・校正機関、臨床検査室、標準物質生産者及び検査機関）

IT 機器及び ISM 機器の適合性評価結果受け入れに関して米国政府から日本政府に対して発出された書簡(2007年2月16日署名)

3. FCC 向け EMC 試験所に係る認定を受けるための補足手順

3.1 FCC 向け EMC 試験所は、FCC 規則 PART15 Subpart B 又は PART18 で規定される規格を認定範囲に含んでいなければならない。

3.2 FCC 向け EMC 試験所に係る認定を希望する場合は認定申請書にその旨付記しなければならない。

3.3 FCC 向け EMC 試験所に係る認定の有効期間は、2年間とする。

3.4 JAB RL200-2007 5.8 項の規定にかかわらず、FCC 向け EMC 試験所に対する定期サーベイランスは初回認定後1回のみ行い、更新認定後は行わない。

以上